

BTMU CHINA WEEKLY



■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- ・2014 年 12 月の CPI 前年同月比+1.5% 通年で前年比+2.0%
- ・国务院常务会议 行政審査認可手続きの改善を決定

【貿易・投資】

- ・2014 年輸出入総額 3.4%の伸び 通年目標に届かず
- ・海南省 1 月より最低賃金を引き上げ

【産 業】

- ・2014 年の自動車販売台数 2,300 万台超え 過去最高を記録

【金融・為替】

- ・9 月末の外債残高 第 2 四半期末より 124 億米ドル減少

■ 人民元レビュー

- ・現水準を中心としたレンジ推移を予想

■ EXPERT VIEW

- ・持分譲渡に伴う輸入自己使用設備の減免税処理



本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

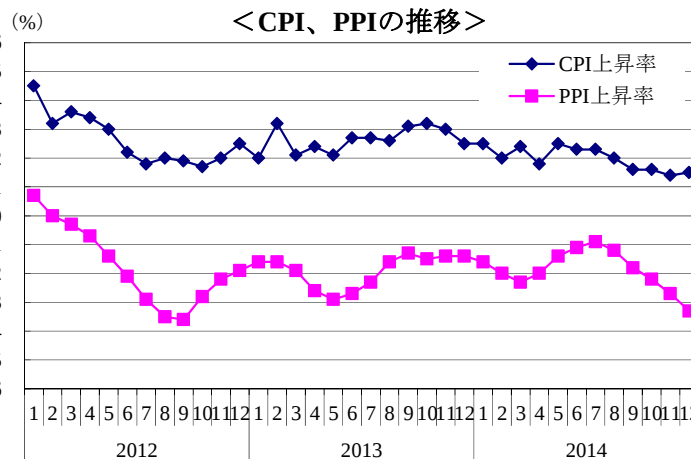
【経済】

◆2014 年 12 月の CPI 前年同月比+1.5% 通年で前年比+2.0%

国家統計局の 9 日の発表によると、2014 年 12 月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比+1.5%と前月比 0.1 ポイント上昇。2014 年通年では前年比+2.0%と政府目標値の 3.5%を下回り、5 年ぶりの低い水準となった。

12 月の品目別では、食品が同+2.9%、非食品が同+0.8%。食品のうち、卵は同+14.0%、果物は同+10.4%、野菜は同+7.2%と上昇幅が大きかったのに対し、油脂は同▲5.2%、豚肉は同▲4.9%と下落した。一部地域の天候の影響により果物と野菜の数値が押し上げられたと見られている。

また、12 月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲3.3%と、下落幅は前月より 0.6 ポイント拡大し、34 ヶ月連続でマイナスとなった。原油価格の大幅な下落の影響を受けた。2014 年通年では前年比▲1.9%と、下落幅は前年と横ばいであった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆国务院常务会议 行政審査認可手続きの改善を決定

李克強総理は 7 日に開催した常務会議で、行政審査認可手続きを改善する措置を決定した。政府の権限を下部へ委譲することで審査認可手続きの迅速化を狙うものと見られる。

具体的な措置として以下を挙げた。

- ① 一括申請受理の実施(審査認可を行う部門で一括受理し、申請件数の多い場合は専用の申請窓口を設け、手続きを明記)
- ② 審査時限の設定(審査受理表と審査時限制を採用。複数の部門による審査認可事項については、1 つの部門が主導、その他の部門が協力することで所要時間を短縮)
- ③ 手続きのルール化(審査認可手続きについてルールを制定、審査内容・基準等を明確にし、ルールに沿った審査認可を推進)
- ④ 手続きの透明化(国家・企業秘密、個人のプライバシーに関わる事案を除くすべての審査認可情報を公開。申請者に対する告知、コンサルティングサービスを提供)
- ⑤ オンライン手続きの推進(中央政府と地方政府間の情報共有を強化し、手続き簡素化を実現)

【貿易・投資】

◆2014 年輸出入総額 3.4%の伸び 通年目標に届かず

税関総署の 13 日の発表によると、2014 の輸出入総額は前年比+3.4%の 4 兆 3,030.38 億米ドルと、伸びは前年実績の+7.6%、政府年間目標の+7.5%を大きく下回った。うち、輸出は同+6.1%(前年:同 7.9%)の 2 兆 3,427.43 億米ドル、輸入は同+0.4%(前年:同 7.3%)の 1 兆 9,602.90 億米ドルとなった。

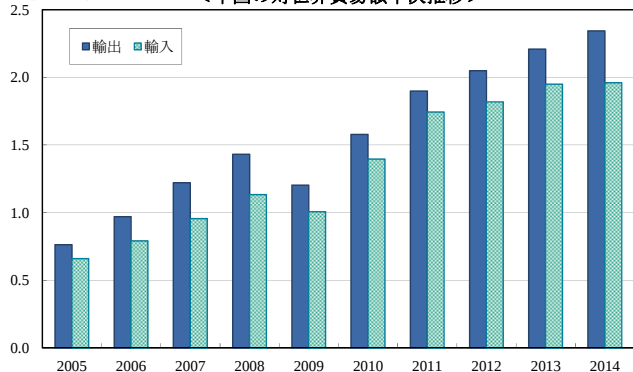
同署は減速の要因として、世界経済の回復が力強さに欠けたこと、製造業の対中投資の鈍化に伴い輸出の半分以上を占めてきた外資企業の輸出が減少したこと、国際市場の資源価格の下落が輸入金額を押し下げたことを挙げた。

主要貿易相手国・地域別の輸出入総額では、日本が 3,124.38 億米ドルと前年比ほぼ横ばいで、伸びは前年の▲5.1%より改善し、3 年ぶりのプラスとなった。うち、輸出は同▲0.5%(前年:同▲0.9%)の 1,494.42 億米ドル、輸入は同+0.4%(前年:同▲8.7%)の 1,629.97 億米ドルとなった。輸出入総額でその他、EU が同+9.9%、ASEAN が同+8.3%、米国が同+6.6%とプラスだったのに対し、香港が同▲6.2%とマイナスになった。

なお、12 月単月の輸出入総額は前年同月比+4.0%の 4,054.15 億米ドル、うち、輸出は同+9.7%の 2,275.14 億米ドル、輸入は同▲2.4%の 1,779.01 億米ドルとなった。

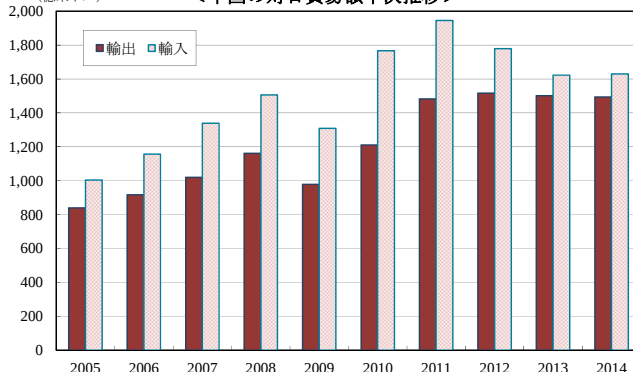
CHINA WEEKLY

<中国の対世界貿易額年次推移>



(出所) 国家統計局、税関総署発表データを基に作成

<中国の対日貿易額年次推移>



(出所) 国家統計局、税関総署発表データを基に作成

◆海南省 1 月より最低賃金を引き上げ

海南省政府の発表によると、海南省は 1 月 1 日付けで月額最低賃金の引き上げを実施した。従来の 1,120 元から 1,270 元に引き上げ、同省では 2013 年 12 月以来約 1 年ぶりの引き上げとなった。

※各地域の最新の最低賃金は右記リンクよりご覧頂けます。 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315011402.pdf>

【産業】

◆2014 年の自動車販売台数 2,300 万台超え 過去最高を記録

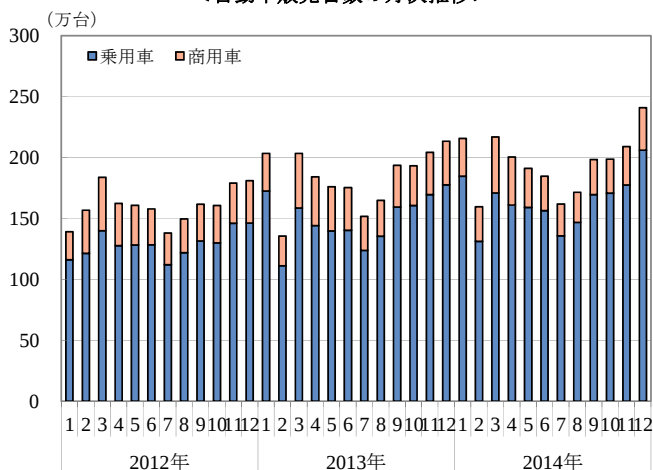
中国自動車工業協会は 12 日、2014 年通年の自動車販売台数が前年比+6.9%の 2,349.2 万台と 2,300 万台を超えて過去最高を記録し、6 年連続で世界第 1 位を維持したと発表した。12 月単月では前年同月比+12.9%の 241.0 万台と、単月ベースでも過去最高の台数となった。

通年の車種別では、乗用車の販売が前年比+9.9%の 1,970.1 万台。タイプ別では、セダンが同+3.1%の 1,237.7 万台、SUV(スポーツ型多目的車)が前年比+36.4%の 407.8 万台、MPV(多目的車)が同+46.8%の 191.4 万台と安定した伸びを見せた。一方、商用車の販売は経済成長の減速の影響により、前年比▲6.5%の 379.1 万台と振るわなかった。

通年の乗用車の国別販売シェアでは、中資系が 38.4%(前年:40.3%)とややシェアを落とした。外資系では独系が約 20%(同:18.8%)と前年に引き続きトップとなり、日系は約 16%(同:16.4%)と独系に次いで第 2 位。また、米国系約 13%(同:12.4%)、韓国系約 9%(同:8.8%)、仏系約 4%(同:3.1%)とそれぞれシェアを伸ばした。なお、12 月単月では日系のシェアが 19.1%と、独系の 14.3%を抜いて外資系シェアのトップに立った。

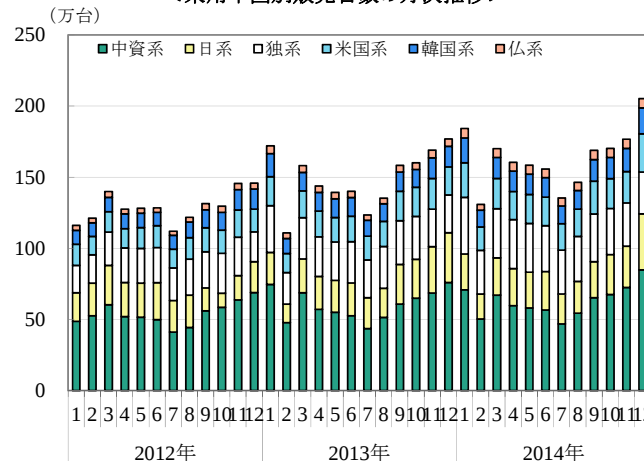
同協会は 2014 年を振り返って、経済の下振れリスクの増加、商用車市場の不振等により年初予想の 2013 年比 8~10%の伸び率を下回ったものの、2015 年の自動車市場の見通しについては、緩やかな GDP 成長の下で、自動車市場も安定した成長段階に入り、通年の販売台数は 2014 年比+7%の 2,513 万台になると予測している。

<自動車販売台数の月次推移>



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

<乗用車国別販売台数の月次推移>



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

CHINA WEEKLY

【金融・為替】

◆9月末の外債残高 第2四半期末より124億米ドル減少

国家外貨管理局の12月26日の発表によると、2014年9月末の対外債務残高は、前期末の9,072.4億米ドルから124億米ドル減少して8,948.4億米ドルとなった。期間別では、中長期外債が1,858.8億米ドル、短期外債が7,089.6億米ドルで、短期外債のうち、企業間の貿易与信（輸出前受、輸入延払等）と銀行の貿易融資によるものが65.6%を占めており、同局は、短期外債は主に輸出入貿易の実需が伴うもので、対外貿易額と外貨準備高に比べて規模が小さいため、リスク・コントロールは基本的に可能であるとした。

＜中国対外債務残高構成表＞

項目			2014年第1四半期末		2014年第2四半期末		2014年第3四半期末	
			金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)	金額 (億米ドル)	構成比 (%)
対外債務残高			8,838.67	—	9,072.35	—	8,948.35	—
期間別	中長期		1,930.49	21.8	1,913.72	21.1	1,858.80	20.8
		短期	6,908.18	78.2	7,158.63	78.9	7,089.55	79.2
		企業間貿易与信	—	—	—	—	—	—
		銀行貿易融資	—	68.1	—	68.4	—	65.6
種別	登記外債		5,648.67	63.9	5,790.35	63.8	5,613.35	62.7
		中資系金融機関	2,848.81	50.4	2,906.40	50.2	2,688.42	47.9
		外商投資企業	1,681.23	29.8	1,745.25	30.1	1,767.97	31.5
		外資金融機関	700.44	12.4	718.56	12.4	739.73	13.2
		国務院部・委員会	343.95	6.1	343.70	5.9	342.12	6.1
		中資企業	69.95	1.2	76.44	1.3	75.11	1.3
		その他	4.29	0.1	0.00	0.0	0.00	0.0
	貿易信用		3,190.00	36.1	3,282.00	36.2	3,335.00	37.3

(出所) 外貨管理局発表データを基に作成

人民元レビュー

◆現水準を中心としたレンジ推移を予想

今週の人民元は 6.21 台半ばで寄り付いた。中国人民銀行は対ドル基準値を 6.12 台前半から 6.13 台へと元安方向へ設定しているが、実勢相場は 6.22 挟みの横ばい推移が続いた。また、年末に上昇傾向にあった短期金融市場は季節要因の剥落により、落ち着きを取り戻している。一時 11 ヶ月ぶりに 6% 台を示現した SHIBOR 1 ヶ月物は 4% 台後半へ低下し、7 日物レボ金利も 3% 台で推移している。

1 日に発表された 12 月の製造業 PMI(50.1)は、生産(52.5→52.2)や新規受注(50.9→50.4)など、主要項目の鈍化が見られるなか、1 年半ぶり低水準になるなど、景気の鈍化傾向が続いている。そのため、12 月の消費者物価指数も前年比+1.5%と低インフレが続いている。11 月(同+1.4%)からは上昇したが、食料品・エネルギーを除く物価上昇率は前年比+1.3%と 11 月から横ばいとなっており、食料品価格(前年比+2.3%→同+2.9%)の上昇が総合指数を押し上げた格好だ。

こうしたなか、関係者の話として中国政府が 7 兆元(約 134 兆円)のインフラ投資案件を加速させると報じられた。報道に関して政府はコメントを発表していないが、国家発展改革委員会は民間投資を呼び込むための包括プロジェクトを推進していると述べる一方、景気促進のために財政支出を拡大する計画はないとの考えを示している。

今週の対ドル基準値はやや元安に推移したが、急激な元安は中国からの資本流出に繋がる可能性もあることから、政府は積極的な元安誘導はとらないと見られる。対ドル基準値が継続的に元安方向へ設定されるとは見込みがなく、現水準での安定的な推移となろう。実勢相場も現水準を中心としたレンジ推移を予想する。

(1月9日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

CHINA WEEKLY

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2015.01.05	6.2150	6.2128~ 6.2244	6.2200	0.0160	5.1680	-0.0185	0.80192	0.0020	7.4396	-0.1014	4.3300	3511.92	123.29
2015.01.06	6.2215	6.2062~ 6.2215	6.2130	-0.0070	5.2133	0.0453	0.80113	-0.0008	7.4110	-0.0286	3.9300	3513.71	1.79
2015.01.07	6.2141	6.2063~ 6.2198	6.2125	-0.0005	5.2170	0.0037	0.80125	0.0001	7.3789	-0.0321	3.8600	3536.21	22.50
2015.01.08	6.2170	6.2104~ 6.2210	6.2145	0.0020	5.1879	-0.0291	0.80124	-0.0000	7.3437	-0.0352	3.7400	3452.04	-84.17
2015.01.09	6.2110	6.2044~ 6.2193	6.2086	-0.0059	5.2034	0.0155	0.80057	-0.0007	7.3311	-0.0126	3.7553	3444.77	-7.27

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW

持分譲渡に伴う輸入自己使用設備の減免税処理

外商投資企業について、設立後の事情により、持分再編を含む再編取引を実施する場合には、中国の認可機関への認可申請等の手続処理のほか、当該取引を実行した場合の追加納税等、課税手続の処理も要します。今回は、輸入自己使用設備について、関税の免税を受けた外商投資企業がその後の持分再編取引を通じて、外資比率が低下した場合、更には内資会社となった場合の課税手続について検討します。

Q: 当社(A社)は、中国に設立した中外合弁会社B社について、当社がB社に対して有する持分の一部を、中国側投資者であるC社に譲渡し、この持分譲渡取引により当社の出資比率を10%程度まで引き下げること検討しています。

B社は、その投資総額の範囲内で、過去5年以内に輸入自己使用設備について関税の免税優遇措置を享受しています。当社のB社持分をC社に譲渡した場合には、B社は、外資比率25%未満の会社となるので、外商投資企業としての税優遇の享受資格を失い、関税の追加納税を要すると考えていたのですが、C社からは、外資比率が25%を下回っても、更に内資会社となった後も、税優遇措置は継続して享受できるので、上記の追加納税は考慮しなくともよいと説明を受けました。中国の税務に関する解説書では、追加納税を要するといった説明がなされているのですが、C社の説明は適切なのでしょうか？

A: 現在、国内投資プロジェクトについても、当該プロジェクトの投資総額の範囲内で輸入自己使用設備について関税の免税優遇措置があります。このことから、現在、外商投資企業が事後の持分再編によってその外資比率が25%を下回った場合、更には、内資会社となった場合でも、一定の法定要件を満たし、かつ、法定される減免税貨物承継手続を処理した場合には、従前享受した税優遇措置の適用を引き続き受けることができます。本ケースでC社の説明は、適切なものといえると思います。

1. 輸入自己使用設備の免税優遇措置について

本ケースでB社が享受した自己使用設備の輸入時の関税の免税の税優遇は、「国务院の輸入設備課税政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号)に基づくものと思われます。当該税優遇措置は、現在では、「外商投資産業指導目録」中の奨励類プロジェクトに対して与えられる措置で、その対象は、「外商投資プロジェクト」です。外商投資プロジェクトを適用対象とする税優遇措置は、原則として外資比率が25%以上であることが適用要件とされています(「外商投資企業の審査認可、登記、外国為替及び課税管理の強化に関連する問題に関する通知」(外経貿法発[2002]575号)第3条等)。従って、本ケースで持分譲渡によりC社が内資会社となった場合には、C社は、上記の原則からすると、税優遇措置の継続適用の条件を満たさないため、追加納税をし、5年間の税関の監督管理の解除手続を処理しなければならそうです。

2. 内資会社の輸入自己使用設備の免税優遇措置について

2005年12月2日に公布・施行された「産業構造調整促進暫定施行規定」第17条において、「産業構造調整指導目録」の奨励類に該当するプロジェクトについては、当該設備が「国外投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」に列挙される場合を除き、関税を免税とする税優遇措置が適用されます。その税優遇措置の適用要件は、前記の外商投資プロジェクトの適用要件と近似します。このことから、外商投資プロジェクトの税優遇政策の正確な実施を目的として、税関総署、国家発展・改革委員会、財政部、商務部は、2007年7月18日に2007年第35号公告を発し、この点を明確にしています。即ち、同公告第3条は、外資比率25%未満の外商投資企業について、「外商投資産業指導目録」の奨励類に該当し、輸入する自己使用設備が「国内投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」に列挙される商品に該当しない場合には、関税の免税の税優遇措置の適用を認めています。

CHINA WEEKLY

以上の税優遇措置の適用状況をまとめると、次表のようになります。

区分	適用される目録	免税輸入を認めない輸入商品リスト
外資比率 25%以上の外商投資プロジェクト	「外商投資産業指導目録」の奨励類	「外商投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」
外資比率 25%未満の外商投資プロジェクト	「外商投資産業指導目録」の奨励類	「国内投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」
内資プロジェクト	「産業構造調整指導目録」の奨励類	「国内投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」

3. 税優遇措置の適用区分に変更が生じた場合の手続

「輸出入貨物減免税管理弁法」第 28 条は、次のように規定しています。

第 28 条 税関監督管理期間内において、減免税申請者が輸入減免税貨物を、同一貨物を輸入し同等の減免税優遇待遇を受けているその他の単位に譲渡する場合には、以下の規定に従い減免税貨物承継手続を処理しなければならない。

- (1) 減免税貨物の転出申請者は関連証明書を持って転出地主管税関に申請を提出し、転出地主管税関は審査し、同意した後に、転入地主管税関に通知する。
- (2) 減免税貨物の転入申請者は転入地主管税関に減免税審査認可手続を申請し、処理する。転入地主管税関は、誤りがないことを審査した後に、「徴税免税証明」を発行する。
- (3) 減免税貨物の転出、転入申請者は、それぞれ各自の主管税関において減免税貨物の輸出、輸入通関手続を申請し、処理しなければならない。承継減免税貨物の監督管理年限は、連続して計算しなければならない。転入地の主管税関は、残余監督管理年限内において、承継減免税貨物に対し継続して後続監督管理を実施する。

転入地税関と転出地税関とが同一の税関である場合には、本条第一項の規定に従い処理する。

上記の規定は、免税対象となった貨物をその監督管理期間内に譲渡する場合の規定ですが、本ケースのように、外資比率が事後の持分取引を通じて変更されたことに伴い、税優遇措置の適用区分を異にするようになった場合にも、その手続は同様に処理されることになります。

4. 本ケースの検討

本ケースでは、A 社が C 社に B 社の持分を譲渡することにより、その外資比率が 10%となることが想定されており、輸入自己使用設備の免税の税優遇措置の適用区分に変動が生じます。具体的には、B 社の外商投資プロジェクトが現時点においても「外商投資産業指導目録」の奨励類に該当することを前提とすると、B 社が実際に免税輸入した設備が「国内投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」に該当しなければ、B 社は、「輸出入貨物減免税管理弁法」第 28 条に従い減免税貨物承継手続を処理することにより、引き続き、輸入自己使用設備の免税の税優遇措置の適用を受けることができます。この点、C 社の説明は、適切で、C 社は、上記の輸入商品リストの不該当を確認していることが推測されます。

更に、A 社の B 社の持分譲渡により、B 社の外資比率が 0 となった、即ち、B 社が内資会社となった場合においても、考察は同様で、B 社の事業が「産業構造調整指導目録」の奨励類に該当し、かつ、B 社が実際に免税輸入した設備が「国内投資プロジェクトの免税輸入を認めない輸入商品リスト」に該当しなければ、B 社は、減免税貨物承継手続を処理することにより、引き続き、輸入自己使用設備の免税の税優遇措置の適用を受けることができます。この点の C 社の説明も、適切といえます。

以上

露木・赤澤法律事務所
 弁護士 赤澤 義文
 外国法研究員 張 欣